



# Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2018 年 12 月 No.3

## 改正労働者保護法による会計上の留意点

お客様各位

昨日、2018 年 12 月 20 日付で発行の弊社ニュースレターの通り、2018 年 12 月 13 日に法定解雇金の引き上げを含む改正労働者保護法が国民立法議会にて最終承認されました。

現行法では、最終給与の 300 日分の法定解雇金が上限でしたが、法改正により、勤続年数 20 年以上の従業員に対して、最終給与の 400 日分の法定解雇金と上限がアップすることから、退職給付債務が増加することになります。

ただし、会計上、退職給付債務の増加の認識は、改正法の施行日となります。今後の改正法が適用となるプロセスですが、国王の署名後に官報（Royal Gazette）にて公告され、官報に掲載された日から 30 日後に改正法が施行されることとなります。従って、会計上、退職給付債務の増加を認識するタイミングは、現時点では不明です。

Thai Accounting Standard (“TAS”) 19 Employee Benefits を任意適用している会社においては、年金数理人のレポートに基づき退職給付債務を計上していることから、改正法ベースでの退職給付債務の再計算を年金数理人に依頼する必要があります。また、Thai Financial Reporting Standards for Non-Publicly Accountable Entities (“TFRS for NPAEs”) で認められている経営者の最善の見積りベース（自社計算）で退職給付債務を計算している会社においても、改正法ベースでの退職給付債務の再計算が必要となります。

以下で、12 月末決算の会社及び 3 月末決算の会社、想定される施行日ごとの会計上の取り扱いについて説明します。

### 12 月末決算の会社

改正法の施行日は、官報に掲載されてから 30 日後とされていることから、2018 年 12 月 31 日までに改正法が施行される事はありません。そのため、12 月末決算の会社においては、以下の 2 つのケースが考えられます。

ケース	会計上の取り扱い
監査報告書日までに法施行された場合	財務諸表の注記での開示の検討が必要となります（会計処理は不要です）。

	<p>1. <u>本法改正による影響額の重要性が高い場合</u>  決算日後において発生し、当該事業年度には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象であり、影響額が重要な場合は、「開示後発事象」として、財務諸表の注記「重要な後発事象」のパートにて、労働者保護法の改正の事実、影響額等の開示が必要になります。</p> <p>2. <u>本法改正による影響額の重要性が低い場合</u>  特段の開示は不要です。</p>
監査報告書日後に法施行された場合	特段の会計処理及び開示は不要です。

### 3 月末決算の会社

3 月末決算の会社においては、以下の 3 つのケースが考えられます。

ケース	会計上の取り扱い
2019 年 3 月 31 日までに法施行された場合	<p>財務諸表上、会計処理の検討が必要となります。</p> <p>法律の改正に基づく退職給付債務の増加は、制度変更に伴う退職給付債務の増加となる為、会計上は過去勤務費用の取り扱いとなります。そのため、TAS 及び TFRS for NPAEs 上は、法施行された日に、退職給付債務の増加分を即時に損益計算書で認識する会計処理が必要となります。</p>
2019 年 3 月 31 日時から監査報告書日までに法施行された場合	<p>財務諸表の注記での開示の検討が必要となります（会計処理は不要です）。</p> <p>1. <u>本法改正による影響額の重要性が高い場合</u>  決算日後において発生し、当該事業年度には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象であり、影響額が重要な場合は、「開示後発事象」として、財務諸表の注記「重要な後発事象」のパートにて、労働者保護法の改正の事実、影響額等の開示が必要になります。</p> <p>2. <u>本法改正による影響額の重要性が低い場合</u>  特段の開示は不要です。</p>
監査報告書日後に法施行された場合	特段の会計処理及び開示は不要です。

なお、本件については、タイ国会計士連盟（Federation of Accounting Professions, FAP）にも多くの問い合わせが来ている事案であり、FAP から何らかのアナウンスがある可能性があります。アナウンスがございましたら、適時追加のニュースレターを発行いたします。

本件に関してご質問等がございましたら、下記までご遠慮なくご相談ください。

## KPMG 会計担当者

宮田 一宏

ディレクター

E:[kazuhiro@kpmg.co.th](mailto:kazuhiro@kpmg.co.th)

蓑毛 徹

マネジャー

E:[tminomo@kpmg.co.th](mailto:tminomo@kpmg.co.th)

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先  
[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2018 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

[twitter.com/KPMG\\_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)

[youtube.com/KPMGinThailand](https://youtube.com/KPMGinThailand)

[facebook.com/KPMGinThailand](https://facebook.com/KPMGinThailand)



[kpmg.com/app](https://kpmg.com/app)



Anticipate. Innovate. Deliver

[kpmg.com/th](https://kpmg.com/th)

